

5 志布志湾流入水域に係る上乗せ排水基準

適用区域：肝属川，田原川，菱田川，安楽川及び前川並びにこれらに接続する公共用水域

区分	業 種	項目及び許容限度					
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (単位1リットルにつきミリグラム)	浮遊物質 量 (単位1リットルにつきミリグラム)		大腸菌数 (単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	
				日間 平均	最大	日間 平均	最大
昭和50年11月1日前に設置されている特定事業場（特定施設の設置の工事をしていないものを含む。）	乳製品製造業	5.8～8.6	50	65	50	65	300
	食鳥処理加工業	5.8～8.6	30	40	40	60	300
	蒸留酒及び混成酒製造業	排出水量2,000立方メートル以上のもの	20	30	40	60	
		排出水量2,000立方メートル未満50立方メートル以上のもの	60	80	70	90	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200
	染色整理業	5.8～8.6	100	130	100	130	800
	製糸業	5.8～8.6	100	130	100	130	800
	エチルアルコール製造業	排出水量7,000立方メートル以上のもの	20	30	40	60	
		排出水量7,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	60	80	70	90
	クエン酸製造業	排出水量10,000立方メートル以上のもの	20	30	40	60	
		排出水量10,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200
	と畜場	5.8～8.6	30	40	40	60	300
	し尿処理施設のみを有するもの	5.8～8.6	30	40	50	70	800
	豚房施設，牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの	30	40	40	60	
		排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの	80	100	90	120	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	120	160	150	200
	その他のもの（さつまいもでん粉製造業を除く。）	5.8～8.6	120	160	150	200	800
昭和50年11月1日以後の設置に係る特定事業場	豚房施設，牛房施設又は馬房施設を有するもの	排出水量200立方メートル以上のもの	20	25	30	40	
		排出水量200立方メートル未満50立方メートル以上のもの	60	80	70	90	
		排出水量50立方メートル未満のもの	5.8～8.6	90	120	100	130
	その他のもの	排出水量1,000立方メートル以上のもの	20	25	30	40	
		排出水量1,000立方メートル未満のもの	5.8～8.6	30	40	40	60

- 備考 1 「特定事業場」とは，法第2条第6項に規定する特定事業場をいう。
- 2 「排出水量」とは，特定事業場から排出される1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 3 「日間平均」による許容限度は，1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 4 この表に掲げる上乗せ排水基準は，排出水量が30立方メートル未満の特定事業場については，適用しない。
- 5 この表に掲げる上乗せ排水基準は，昭和49年12月1日以後において一の施設が特定施設となった際に現にその施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）の当該施設を設置している

工場又は事業場については、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が昭和49年12月1日前に特定施設となっている施設を設置していること（設置の工事をしていることを含む。）によって特定事業場であるときは、この限りでない。

- 6 クエン酸製造業に係る特定施設とクエン酸製造業以外の業種に係る特定施設を併設している特定事業場に対しては、クエン酸製造業に係る特定施設を設置している特定事業場に対して適用する上乗せ排水基準を適用する。
- 7 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水基準を定める省令第2条に規定する検定方法による検出値である。